

消費セン新聞

— 買い物は投票だ —

(令和6年8月28日発行)

消費生活安全センターは、商品やサービスなど”お買い物”に関するトラブル等の相談窓口です。専門の知識を持った消費生活相談員が、トラブル解決のお手伝いをしています。

消費者トラブルは、知っていれば防げることも多いので、是非この「消セン新聞」を読んで、御自身だけでなく、身近な方にもお声かけください。

消費生活相談の状況

令和5年度の消費生活相談の状況

令和5年度の京都府内の消費生活相談での相談件数は、20,047件(前年度比94.4%)でした。特徴は次のとおりです。



京都府内の消費生活相談件数の推移

特徴

SNSをきっかけとしたトラブルの相談が増加
～令和元年度の3倍以上に～

SNSに表示された広告がきっかけとなったトラブル、SNSで知り合った人から怪しい投資などを勧められるトラブルなど、SNSをきっかけとする相談は、令和元年度の3倍以上に増加しています

“お試しのつもりが定期購入”に関する相談が
昨年度に引き続き最多

健康食品・サプリメント、美容関連商品等を通信販売(ネットや電話等)で購入する際に、「無料お試し」や「低額のお試し価格」と思って注文したところ、定期購入の条件が付いていたといった相談が、引き続き最多となりました

ネット通販の商品未着・連絡不能等に関する相談
は高止まり

注文した商品が届かない「商品未着」、業者と連絡がとれなくなる「連絡不能」等に関する相談件数は、高止まりの状況です

“お試しのつもりが定期購入”に関する相談事例



トラブルに遭わないために

- ネット通販は、クーリング・オフできません(返品特約に従うこととなります。なお、特定商取引法により申込みの意思表示を取り消すことができる場合があります)
- 申込み前に「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認しましょう

- ✓ 定期購入が条件になっていませんか?
- ✓ 継続期間や購入回数が決まっていますか?
- ✓ 支払うことになる総額はいくらですか?
- ✓ 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ✓ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか?
- ✓ お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか?
- ✓ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?

- 「特別割引クーポン」の利用時等に、気づかないうちにコース内容が変更されていたという相談事例も報告されています。クーポンを利用する際もよく確認しましょう。

メールマガジン「いろいろ情報便」
◀ 京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を発信しています。

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/1237337137456.html>
(トップページ →暮らし・環境・人権 → 食生活・消費生活 → 京都府消費生活安全センター → 暮らしの情報ひろば → メールマガジン)